

# 昭和を生きてきた人たちへのオマージュ

障害のある方の居住支援の在り方

# 障害者総合支援法は当事者に幸せを招くのだろうか

1. 当事者本位と制度に縛られない思考と実践
2. 「その人にとっての“じりつ”の支援をつくる」
3. 障害福祉実践とはそのための永遠の運動体
4. 「障害者の自立は親や施設以外に多くの依存先をつくること」(熊谷晋一郎)
5. 障害福祉サービス商品化と三大介護
6. ホームの分類化と生活介護は障害者差別？
7. 介護保険への統合が最終目的

# 日本国憲法

## 憲法13条

全ての国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利は、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。

# 障害者権利条約

第19条 自立した生活及び地域社会に受け入れられること

- (a) 障害者が、他の者と平等に、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の居住施設で生活する義務を負わないこと。
- (b) 地域社会における生活及び地域社会への受け入れを支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス(人的支援を含む)を障害者が利用することができる。

(外務省仮訳文)

# 障害者基本法

## (住宅の確保)

**第二十条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。**

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

## 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置 (相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

# 居宅支援に係るグローブ思考とローカル思考

1. 障害者権利条約 〉 障害者基本法 〉 差別解消法
2. 「長期滞留化」と「高齢化」
3. 地域生活は入所施設の対概念、地域社会で暮す
4. 「施設(家・GH)を捨てよ、街に出よう」
5. “じりつ”(自律＋自立)した地域社会の実現
6. 見たくない現実、知りたくない真実
7. 「他者を手段としてのみならず、同時に目的(自由な存在)として扱え」(カント)

**頑張りました、幸せをつくってください**

- 1. 戦前に生まれた、戦争体験者への返礼**
- 2. 経済成長期を戦士として生きてきた人への返礼**
- 3. 経済の繁栄と無縁な長期在宅をしてきた人への返礼**



# 昭和という時代

「わたしが3さいのことです。わたしのははは、わたしのいもうとをみもごっていたのです。おなかがいたいのに、たんぽにいねかりにでかけました。ごごの3じすぎになって、おなかがいたくなって、たんぽのなかであかんぼうがうまれたのです。もんぺのなかにはいったままで、どてのところまではっていきました。だれもひとどうりがなく、こまっていました。(略)むらのひとのたんかではこばれて、いえさいきました。どろんこのあかんぼうをははといっしょにあらいおととしてから、まるまるふとったおんなのこでした。(略)それがもとではははしんでいます。あかんぼうはたすかりました」

# あしび文化祭

## もみじ祭

開催日：平成22年11月6日(日) 開催時間：09:00~15:00 開催場所：本ビル

### 午前のお楽しみ会 (10:45~12:00)

会場：本ビル3F 中央ホール

#### ☆ トーンチャイムと合唱発表会

- ・ 虫の音
- ・ 山の音楽家
- ・ カエルの合唱
- ・ ゆうやけこやけ
- ・ ハウカゲイタ



### 昼食 いただきますしょう (12:00~13:30)

### 午後のお楽しみ会 (13:30~15:00)

#### ☆ ファッションショー

- ・ 自己紹介

#### ☆ スタッフの笑顔

- ・ 笑顔のかけ













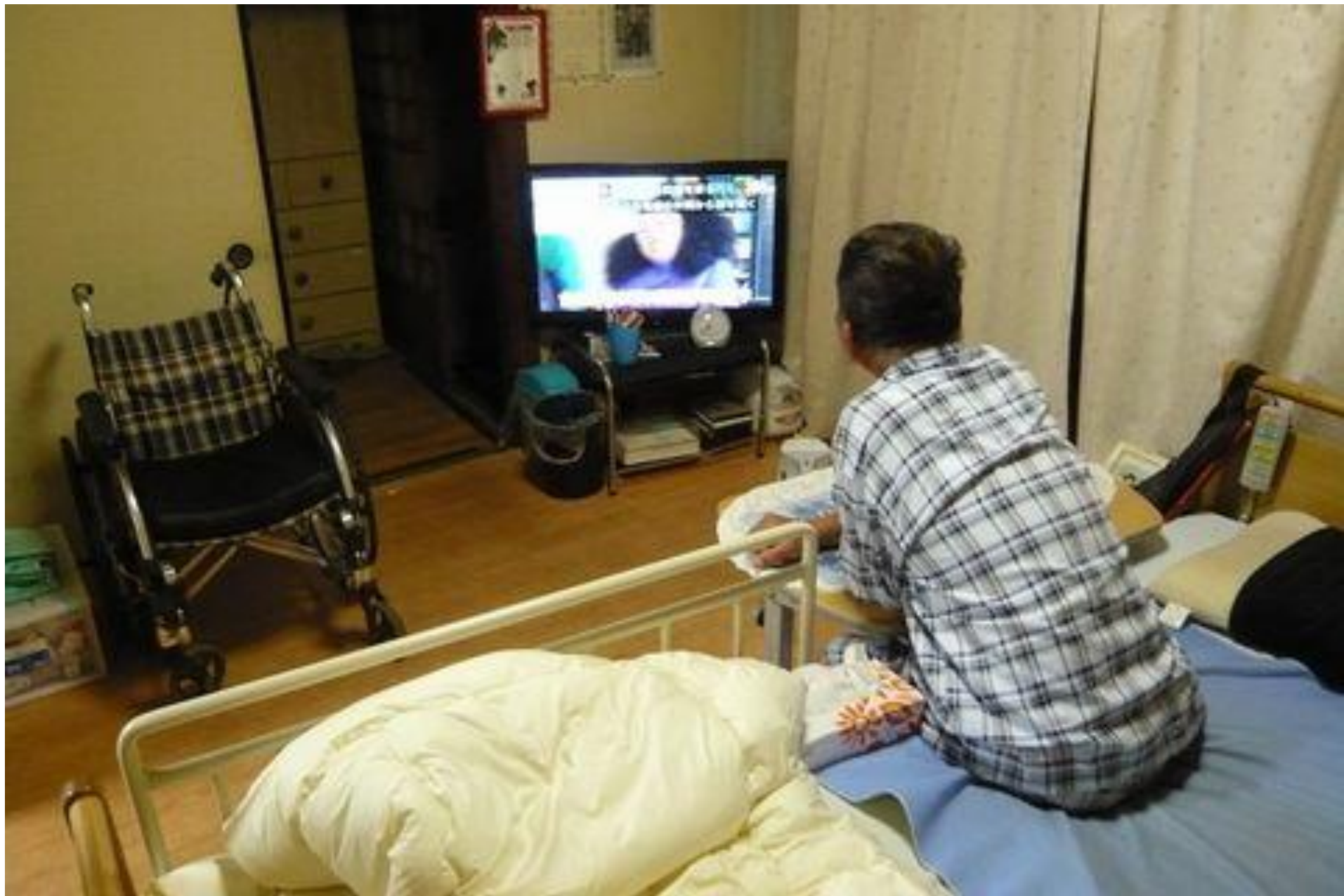
笑 顔 の 詩















# 居住支援を具体例で考える

1. 重い知的障害のある人たちの地域社会での生活支援  
【OKさん】【GHまちなと群の仲間たち】
2. 強度行動障害といわれた人たちの地域社会での生活  
【ホームKの仲間たち】
3. Yさんの認知症とホーム「m」、認知症のYさんではない
4. ホスピス機能と看取り
5. ホームで暮らす癌治療者  
【Aさんの乳癌】【Bさんの大腸癌と転移】【Cさんの膵臓・胆嚢癌】
6. 在宅での看取り
7. 全身性障害のあるMさんの生活
8. 子育て
9. コーポラティブハウス「みんなの家」















2013/05/28







2013/05/28



























































# コーポラティブハウス 「みんなの家」

知的障害者とその知的障害者と血縁関係をもたないもの健常者とが一つの家屋(棟)でともに生活する住まい方をミックス住宅という。「みんなの家」は、複合的福祉共生住宅である。

地階「地域交流室」

「余暇支援」「発達支援」

1F101「森のピーターパン」

102「GH・二人利住まい」

2階～4階個人住宅

201(区分6の自閉症・強度行動障害の方と家族4人)

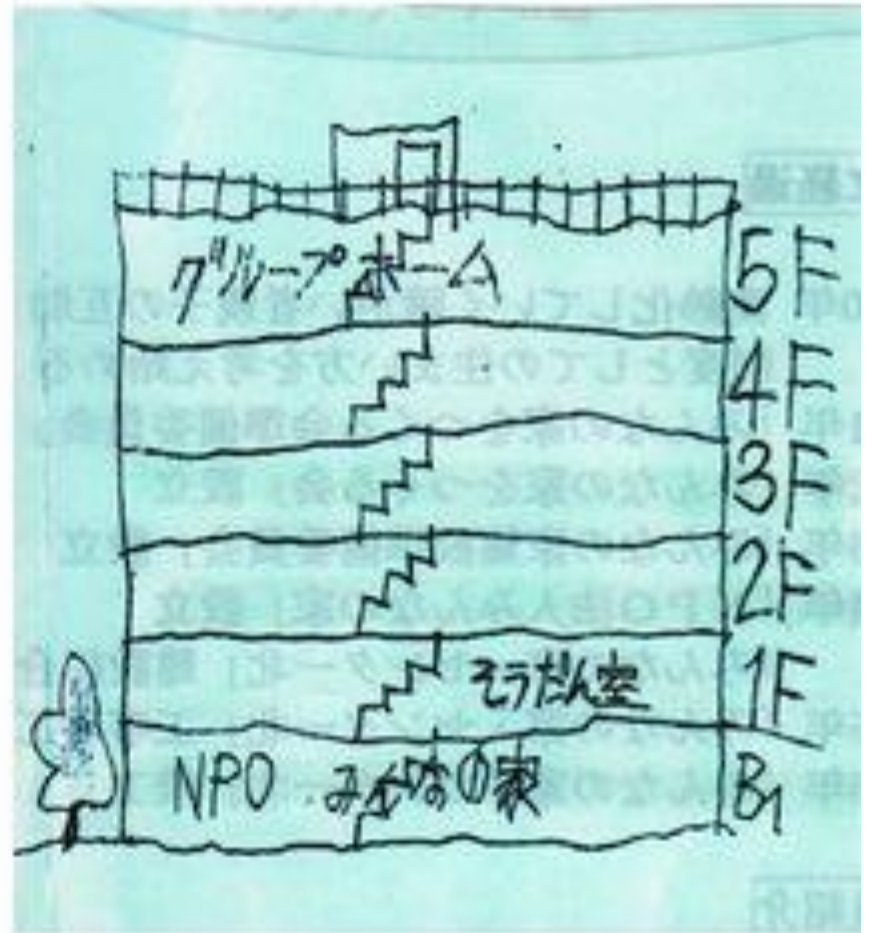
202(区分5の自閉傾向のある方と家族3人)

401(区分6自閉症・てんかん・強度行動障害の在る方と家族3人)

5階GH「m」(5人住まい)



401のNさんの息子さんが15年前に描いた絵と出来た建物がそっくり









## **GHCH一元化と居住支援とホームPの支援費等推移**

**2005年：支援費17,458千円、市補助金3,609千円  
【21,067千円】**

**2006年：介護給付費13,337千円、市補助金9,874千円  
【23,211千円】**

**2011年：介護給付費26,519千円、市補助金7,293千円  
【33,812千円】**

**2012年：介護給付費27,034千円、市補助金6,280千円  
【33,314千円】**

## ケアホーム「P」の概要

CH「P」2004年開設。建物は既存戸建て(P1:5人)をリホームし、隣接して1軒を増築(P2:5人)した2棟を賃借している。

利用者構成は障害程度区分6(5人)・区分5(1人)・区分4(4人)、強度行動障害3名、強い拘りをもつ自閉症4名。この間、1名死亡・1名他ホーム転居、2名のホーム間転居があるも障害程度の基本的構成に変化はなく、報酬となる基準は同一状態である。

市の補助金は家賃補助と運営費補助であるが、自立支援法による減増収を補填し調整している。11年10月から利用者一人に1万円の家賃補助(特定障害者特別給付費)がついた。

入所施設の「長期滞留化」「高齢化」と向き合うために

**\* インスティチュージョナリズム  
(Institutionalism) = 単一の権威が支配する共同生活視閲の居住人が陥る「自己決定不能症候群」**

**\* 所持品も貧弱、居住空間も貧弱、外の世界とも交流が貧弱、このような環境で長期にわたって強要された生活を続けた結果生じた「貧困化症候群」**

**\* この生活を誰が望んだのか？**



## 国際障害者年行動計画 B国内レベルの諸活動

9. 障害者は、その家族又は養親とともに生活し、すべての社会的活動、創造的活動又はレクリエーション活動に参加する権利を有する。障害者は、その居所に関する限り、その状態のため必要であるか又はその状態に由来して改善するため必要である場合以外、差別的な扱いをまぬがれる。もし、障害者が専門施設に入所することが絶対に必要であっても、そこでの環境及び生活条件は、同年齢の人の通常の生活に可能な限り似通ったものであるべきである。

1975年国連総会決議3447

# 施設ケアの実践綱領 (Home Life)

ケアの原則 年齢の老若にかかわらず、また心身の障害の有無に関係なく、すべての施設居住者は、自己決定の権利とひとりひとりが、独自の人間であるという基本的な権利を有する。同様に居住者は、地域社会のなかで独立した生活を営んでいる人びとがごく普通に享受している生活の状態とできるだけ一致した形で、生活を営む権利を有する。

a code of practice for residential care = Centre for Policy on Ageing, 1984

# 障害者基本法

**第23条 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。**

2011年改正

# 障害者総合支援法

## 附則

**第3条 (略)この法律の施行3年を目途として(略)障害者の意思決定支援のあり方(略)精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。**

# 知的障害者福祉法

**第15条の3 市町村は、知的障害者の意思決定支援に配慮しつつ、この章の規定する  
(略)最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図るなど地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。**

# 意思決定支援と地域社会生活移行

## 1. 意思決定支援の構造

「疎通と交流」

「内的発展と形成」

「意思の行使と実現」

「他者の意思尊重」

## 2. 支援の武器

## 3. 「貧困常況」への挑戦

## 4. 老朽化した入所施設の建替え時期が好機

## 5. 「幸福追求権」=誰と何処にどのように住まうのか

## 6. 「21世紀は知的障害者の世紀」

個人の尊重と意思決定支援が一体化



みんなおんなじ人間なんだよ(PF・K会長)

ご清聴ありがとうございました